

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第143号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成22年8月3日 11時00分ごろ	
発生場所	山口県防府市南方沖 周防灘航路第3号灯浮標 (概位 北緯33°48.3′ 東経131°29.6′)	
事故等調査の経過	平成22年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ジェイケイ、101トン 132735、株式会社ジェイ・ケイ・ライン B バージ ^{ジェイケイ} JK-1、約1,287トン なし、株式会社ジェイ・ケイ・ライン	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 右舷船首部に擦過傷 灯浮標 凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、B船を押して防府市南方沖を約10ノットの対地速力で自動操舵により東進中、平成22年8月3日11時00分ごろ、B船が周防灘航路第3号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波 ほとんどなし、潮流 ほとんどなし	
その他の事項	船長は、単独で船橋当直に当たっていたが、事故当時、操舵室を無人とし、ウイングで塗装作業を行っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押して防府市南方沖を東進中、船長が、時々周囲を見ていれば、危険はないものと思ひ、塗装作業に意識を集中し、適切な見張りを行わなかったため、B船が本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押して防府市南方沖を東進中、適切な見張りを行わなかったため、B船が本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	